

科学技術環境省
決議第 111/96 号

前文: キューバ共和国憲法第 11 条 b)項は、国家が国内の環境及び天然資源に関して主権を行使することを定めている。

前文: 環境保護及び天然資源の合理的利用に関する法律 1981 年 1 月 10 日付け第 33 号は、環境の保全、保護、改善及び変化、並びに天然資源の合理的利用に対する基本原則を定めている。

前文: キューバ共和国は生物多様性条約の署名者である。このため、同条約による取り決めに遵守し、同条約に定められている目標を達成するために、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用によって生じる利益の公正かつ衡平な配分につながる活動を調整しなければならない。

前文: 前述の生物多様性条約は、各国家が自国の資源に関する主権を有し、遺伝資源へのアクセスを規制する権限は現地政府に帰属することを認めている。遺伝資源へのアクセスは、国内法に従い、適切な環境利用を目的として、相互に合意した条件下で、国内当局から情報に基づく同意を事前に得た上で許可されなければならないということを基本とする。

前文: 1994 年 4 月 22 日付け政令第 147 号によって、科学技術環境省が創設され、「環境保護及び天然資源の合理的利用に関する委員会」は廃止され、その権限及び機能は科学技術環境省へ移行された。

前文: 1994 年 4 月 21 日付けの国家評議会決議により、本決議の決定者が科学技術環境大臣に任命された。

前文: 1994 年 11 月 25 日付けの内閣執行委員会決議は、国家中央行政組織に関する新しい法律が採択されるまで、科学技術環境省の目的、機能及び権限を暫定的に承認した。上記権限及び機能のうち、環境保護及び天然資源の合理的利用を保証するための政策を国の持続可能な開発に統合して遂行することを指揮して管理していくことのほか、特定の天然資源及び生物多様性を保護するのに必要な国家政策の提案並びに決定については、同決議の第 2 条第 8 項に定められている。

ゆえに: 私は、与えられた権限を用いて、

以下を決定する:

1: 以下の規則を発出する。

生物多様性に関する規則

第1節

総則

第1条- 本決議の目的は、国内での生物多様性の保全及び持続可能な利用における適切な管理の達成を可能にし、生物多様性条約の一環としてキューバ国家が負う義務を確実に遂行することを可能にする規定を定めることである。

第2条- 本決議を理解するための用語解説。

- 「**生物多様性へのアクセス**」：科学的目的又は商業的目的により、全体であれ一部であれ、生物多様性の資源を利用すること。上記資源が環境から採取されるかどうかは問わない。
- 「**保護区**」：特に生物多様性、天然資源並びにそれに関わる文化の保護及び保全の対象として、特定の法的手段若しくは他の有効な手段により管理されている陸域、水域又はその両方。
- 「**保護区の管理カテゴリ**」：保護区に対する管理方法の分類形態で、各保護区の特徴、自然の価値及び歴史・文化的価値に応じて定められている。各管理カテゴリにはそれぞれの定義と目的があり、特別に定められた特定のパターンに従ってそれぞれ管理が行われる。
- 「**生息域内保全**」：特異性が発達した生態系内及び自然生息地内で生物多様性構成要素を保全すること。
- 「**生息域外保全**」：自然生息地外で生物多様性構成要素を保全すること。
- 「**生物学的多様性または生物多様性**」：あらゆる由来の生物（陸上生態系及び海洋をはじめとする水界生態系、これらが複合した生態系を含む）が存在するという。各種内の多様性、種間の多様性、生態系の多様を含む。
- 「**生態系**」：植物、動物及び微生物の複雑な群集と、機能的単位として相互作用する非生物的環境の動的複合体を指す。
- 「**絶滅危惧種**」：絶滅の危機にあり、脅威を引き起こしている因子が維持されていると生存することができない分類群。生息数が危機的なレベルまで減少したか、又は生息地が急激に減少して差し迫った絶滅の危機にあると考えられる分類群も含む。
- 「**固有種**」：特定の地域にのみ生息している生物種。特定の地域とは、国のこともあれば、国内で特定可能な一部地域のこともある。
- 「**外来種**」：人間の活動による意図的又は偶発的な分散の結果として、歴史的に知られている自然環境と関係のない地域に生息している生物種。

- 「**遺伝物質**」：植物、動物、微生物などに由来し、遺伝の機能単位を含む物質全て。
- 「**生物資源**」：人間にとって価値、実用性若しくは役に立つ可能性がある遺伝資源、生物若しくはその一部、個体群、又はその他生態系の生物的要素。
- 「**遺伝資源**」：実際に価値があるか又は価値がある可能性を有する遺伝物質。
- 「**種の再導入**」：ある自然生息地に歴史的に存在していたことが知られているが、その地域から消滅してしまったか、又はその個体群が危機的な状態にあり生存が脅かされている種を、その地域に再度導入する行為。
- 「**持続可能な利用**」：長期的な減少を引き起こすことのない方法及び速度で生物多様性の構成要素を利用し、それによって、現在及び将来の世代によるニーズ並びに願望を満たす可能性を維持すること。

第3条- 何らかの形で生物多様性と関わっている機関、機構及び施設は全て、特定の計画及びプログラムを遂行し、該当する側面を導入した政策、プログラム、計画及びプロジェクトを作成して承認を得ることによって、環境及び天然資源に関する国家主権の完全な行使、国内生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を保証するのに必要な活動並びに手段を全て取り入れる義務がある。

第4条- 固有種及び絶滅の危機にあるか又は絶滅の過程にあり生存が脅かされている種を保護するための手段並びに危機的な状態にある生態系を保護するための手段は、全ての国家機関、国家機構、国家組織、自国若しくは外国の自然人又は法人によって、徹底的に講じられなければならない。

第5条- 本省の環境庁環境管理調査センターは、所轄組織と連携して、第4条で言及している手段が効果的かつ確実に講じられるよう管理することとする。

第6条- 農業省、砂糖産業省、水産業省及びその他（国家、組合、民間）の生産者らの農業生産物、畜産物及び水産物に該当する生物資源で、人及び動物の食料として所轄官庁によって然るべく認可されており、このような目的のために国内で伝統的に用いられているものは、本決議の規定を適用する対象から除外する。

第7条- 動物及び植物の種、亜種、変種又は品種の導入は、国内での粗放的な育成という観点からみて、あるいは遺伝子改良プログラムなどの活動に用いることを目的としている場合には、第6条に定められている除外対象に含まれないため、本決議の規定が適用される。

また、本規定の適用には、土着の植物相、又は固有ないし絶滅の危機にある動物相に属する種で、医療用として用いられるため自然な分布が重視されるものも含まれる。

第8条- 本決議の第6条で言及している除外規定は、同条が言及している機構、組織及び人が

有する、前述の生物資源を合理的かつ持続可能な方法で用い、その適切な保護に必要となる全ての手段を講じるという義務を損なうことはないと考えられる。

第 II 節 生物多様性へのアクセスについて

第 9 条- 国内で生物多様性の生物資源にアクセスしようとするか若しくはその生物資源の売買を行おうとする全ての国家機関、国家機構若しくは国家組織、あるいは自国若しくは外国の自然人又は法人は、必要に応じて、本省の環境管理調査センター又は地方支所の明示的な認可を前もって取得しなければならない。

さらに、保護区へのアクセスについては、保護区に関する特別規定に記載されている内容に従うものとする。

第 10 条- 前条が言及している認可の申請では、生物資源の種類、必要な量、推定される採取場所、この目的を達成するのに必要と予想される時間、アクセスの条件とその目的を明確に示すこととする。

本決議の第 9 条が言及している認可当局はさらに、申請者から、申請の適切な評価を確実に行うのに必要となる補足情報を入手することができる。

第 11 条- 本決議によって定められた行為に国家組織が自然人又は法人と共に関与している場合、同国家組織は、そのようなアクセスを行うことの意義及び本決議の規定を確実に遵守するために講じる手段を明記して、申請書を作成することとする。

第 12 条- いかなる場合も、一度アクセスが許可されれば、アクセスを実行する前に、当事者である自然人又は法人及び第 9 条の規定に従って権限を与えられた当局は、署名入りの書面を作成し、以下の点を常に保証することを目的として、上記アクセスによって生じる相互の義務、特記事項、限界、制限及び条件について合意することとする。

a) 環境に適した資源の利用、b) 技術へのアクセスと妥当な場合にはその技術移転も含めて、国内で生物多様性の資源を商業的に利用すること又はその性質から得られる結果及び利益を公正かつ衡平に配分する権利。

前述の規定による然るべき合意が得られていない上記資源を利用する場合には必ず、本省環境庁長官の事前認可を考慮しなければならない。

第 13 条- このような資源へのアクセスが科学的研究の実施を目的としている場合には、可能な限りその研究が国内で実施されるよう努めることとする。そのために、関係する国家組織は、研究プロセス及び研究結果の利用にキューバ側が最大限関与することを前もって定め、然るべき方法で保証することとする。

第 14 条- 一度申請が承認され、事前評価が行われ、第 12 条に定められている合意書に署名が施されれば、権限を与えられた当局が該当する環境許可書を発行する。この許可書がなければ、申請された資源にアクセスすることはできない。

第 III 節 種の導入について

第 15 条- 種、亜種、変種又は品種の導入には、土着の種の多様性を変化させるかどうかを問わず、環境管理調査センターと、同じく本省に属する国立生物学的安全性センターの承認が必要である。両組織は、承認の手順として、施設がいくつ必要になるのかという意見を聴取し、特に以下の基準を適宜考慮する。

- a) 導入対象となる地域において、この問題を適切に評価することができる生物生態学的特性について前もって十分に検討した事前の試験に基づき、新たな種を導入することで環境に及ぼされる可能性があると考えられる作用。
- b) 導入によって、受け入れる環境及び在来種に起こる可能性がある反応。
- c) 潜在的に危険な種、品種又は生物型を生じさせるリスク。
- d) 導入によって明らかに得られる可能性がある利益。

第 16 条- いかなる場合も、種、亜種、変種又は品種の導入は、土着の種の多様性を変化させるかどうかを問わず、以下の要件を満たすこととする。

- a) 導入は、特に管理された環境、人工的環境又は半人工的環境で実施する。その際、定期的なモニタリング下におき、導入された標本が自然環境へ逃れることを防ぐのに必要な安全性対策を講じる。
- b) 保全を目的として、必要だと考えられる場合には、前もって適切な試験を実施し、国土内で採取できる地域又は生息域外繁殖から、在来種の再導入を実行する。
- c) 土着の種、亜種、変種又は品種の再導入は、保全を目的とし、導入する種が再導入の対象となる生息地に生息していたことが知られており、その分類学的状態に何ら疑いがない場合に限って行う。

第 17 条- 以下の場合には認可の対象とならない。

- a) 自然保護区、国立公園、生態保護区など、管理カテゴリが厳しい保護区への導入。このような地域は生態系が脆弱であるため導入禁止とされている。
- b) 有害な作用を及ぼすことが十分に確認されている種の導入。同様に、導入後に有害な作用が確認された場合も、環境からその種を除去し、可能な限り元の状態を復元する。

前段落で言及している種の導入には、国内への輸入及び他の生態系であるが国土に既に存在している種の導入も含まれる。

第Ⅳ節 環境への遺伝子組換え生物の導入について

第18条- 国立生物学的安全性センター、環境管理調査センター及びその他必要な諸施設は、遺伝子組換え生物の環境への導入を適切に管理することを目的とした行為を確実に遂行するものとする。そのために、特に以下の点を考慮する。

- a) 環境中に放たれる生物の性質（その種、品種及び遺伝子組換えの種類を含む）。
- b) 生物が放たれる環境。
- c) この導入によって起こる環境への作用。特に相互作用が予想される種及びこの相互作用の影響。

第19条- 前条に記載されている組織は、遺伝子組換え生物の環境への導入が及ぼす作用を評価することを目的とした試験に基づき、特に以下の点を評価した。

- a) 自然環境における種間での遺伝子の移動。
- b) 新たな疫病又は病原体の発生を招くおそれがある性質の導入によって起こり得る生態系への影響。

上記当局は、必要となった場合には前述した試験の実施を、適切な能力を有する当該国家団体に委任する。

このような試験に必要な資金は、環境中に遺伝子組換え生物を放出するのに関与している組織が負担する。ただし、国の利益のため、所轄官庁によって別の規定事項がある場合は除く。

第Ⅴ節 情報ネットワークについて

第20条- 環境庁環境情報普及教育センター及び国立生物学的多様性センターは、両者が連携して、以下を目的とした活動を行うものとする

- a) 科学技術環境省のシステム領域において情報ネットワークが存在しない場合には適宜、情報システムを構築し、生物多様性に関するデータの管理を改善する。
- b) 遺伝資源を管理する既存のデータベースを完成させ、最新の状態を維持するよう寄与する。
- c) 類似した特徴を持つ国際的なデータベースと必要なリンクを設ける。

第Ⅵ節 国内生物多様性研究グループについて

第21条- 今後、科学技術環境省が主宰する国内生物多様性研究グループを設ける。同グループは、基本的な職務として同省に助言を行い、以下に関する推奨及び適切な考察を表明する。

- a) 生物多様性に関する国家計画及び国家戦略。
- b) この領域における国際的な条約などの取り決めのうち、キューバが担う部分又は担うことが適切だと分析された部分の遂行。
- c) その他、生物多様性にとって意義のある手段、プログラム又は活動。

第 22 条- 国内グループの構成者は、以下の機構及び施設によって任命された専門家とする。

- 農業省
- 砂糖産業省
- 水産業省
- 外国投資経済協力省
- 外務省
- 公衆衛生省
- 経済計画省
- 革命軍省
- 基幹産業省
- 観光省
- 教育省
- 高等教育省
- 文化省
- 貿易省
- 内務省
- 司法省
- 共和国一般税関
- バイオテクノロジー事業に関する国家評議会機構

その他、活動が生物多様性に波及する施設。グループへの参加については、当該施設と相談して決定される。

第 VII 節 異議申立について

第 23 条- 本決議の規定を適用することによって影響を受けると考えられる自然人又は法人は、以下のとおり異議を申し立てることができる。

- a) 本省の地方支所又は環境庁の構成組織によって採択された決定に異議を申し立てる場合は、環境庁長官に対して。
- b) 環境庁長官によって採択された決定に異議を申し立てる場合は、本決議の決定者に直接。

第 24 条- 適切な行政機関が、前条の規定に従って、異議申立から 30 営業日以内に、申立に対して回答することとする。

行政機関による決定に対する訴訟行為については、規定の対象外である。

特別規定

単項: 遺伝子組換え生物の環境への導入に関わる全ての行為において、1995年9月15日に本決議の決定者によって定められた決議第168/95号（「環境影響評価の実施と認可及び環境許可書の交付に対する規定」として発効）に含まれる規定が可能な限り適用される。

最終規定

- 1: 科学技術環境省は、生物多様性戦略の策定を指揮し、これに関してキューバが署名した国際的合意の国内での実施状況も含めて管理を行い、本決議の規定を実行する上で環境政策の遂行を監督することとする。
- 2: 環境庁は、生物多様性に関して立てられた政策及び戦略に基づき、本決議によって定められた内容の適切な実現を可能にする特定の方法及び手順を定めて取り入れるものとする。
- 3: 環境庁は、共和国一般税関と連携し、適宜、本省の然るべき許可証を得ていない生物多様性資源の国土への流入及び国土からの流出を防ぐのに必要な管理手順を定めることとする。
- 4: 本決議による規定の妨げとならない限り、既に廃止された「環境保護及び天然資源の合理的利用に関する国家委員会」の1994年3月25日付け、生物学的安全性に関する決議第1号の規定に効力があることを認める。
- 5: 本決議の決定者が国家環境保護委員会議長在任時に発出した1993年7月20日付け決議第2/93号及び本決議の規定の妨げとなる同等の規定又はそれに付随する項目は全て廃止する。

一般に周知させるため共和国官報で公表する。

1996年10月14日に科学技術環境省において作成。

科学技術環境大臣

ロサ・エレナ・シメオン・ネグリン博士